

文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を  
公布する。

令和八年十月七日

文京区長 成 澤 廣



## 文京区条例第四十二号

文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例

文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第九条第一項中「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、同条第三項の表備考第一号中「付則第八項」を「付則第九項」に改め、「指導保育教諭」の下に「、主務保育教諭」を加え、同表備考に次の一号を加える。

五 第一号に定める者については、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知

識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第九条第五項第二号中「主幹養護教諭」の下に「主務養護教諭」を加える。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第二十一条の二 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

付則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「第九条第三項の表第一号中「二十五人」とあるのは「三十人」と」を削り、「同表第二号」を「第九条第三項の表第二号」に改め、付則第十二項中「付則第八項」を「第九条第三項の表備考第五号及び付則第九項」に、「第九条第三項の表」を「同表」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改め、同項を付則第十三項とし、付則第十一項を付則第十二項とし、付則第十項ただし書中「第九条第三項の表」を「同表」に改め、同項を付則第十一項とし、付則第九項を

付則第十項とし、付則第八項中「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を加え、同項を付則第九項とし、付則第七項の前の見出しを削り、同項を付則第八項とし、同項の前の見出しとして「（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）」を付し、付則第六項を付則第七項とし、付則第五項を付則第六項とし、付則第四項の前の見出しを削り、同項を付則第五項とし、同項の前の見出しとして「（幼保連携型認定こども園の設置に係る特例）」を付し、付則第三項を付則第四項とし、付則第二項の次に次の一項を加える。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第九条第三項の表第一号中「二十五人」とあるのは「三十人」と読み替えるものとする。

付則に次の一項を加える。

14 第九条第三項の表備考第五号及び付則第十一项の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第一号に定める者（同表備考第五号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の次に一条を加える改正規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。